

## 職業安定所等から直接応募され就業に至った場合

		<b>新</b>	
支給対象者	職員の区分	支給条件	支給額 (3カ月後・6カ月後)
就職者	正職員	就職後、 3カ月及び6カ月 経過後	<b>200,000円</b> (100,000円・100,000円)
	準職員		
	パート職員 (社会保険加入)		<b>100,000円</b> (50,000円・50,000円)
	パート職員 (社会保険非加入)		<b>50,000円</b> (25,000円・25,000円)